民生委員・児童委員さんに聞きました

民生委員・児童委員になったきっかけは

自治会長から声を掛けられた ことがきっかけです。それまで は他市で仕事をしていましたが、 市のために役に立てることがあ ればと思い引き受けました。

定年後、地域の人から何かボ ランティアをやってはどうかと 提案され民生委員を引き受けま 平成16年、当時の自治会長から民生委員になって欲しいと話を受けました。ボランティア活動に興味があったため、二つ返事で引き受けました。

相談を受けるときに気を付けていることは

相談の内容は、できるだけ多く聞き取るようにしています。 しかし、相手が話しにくい内容 もあるので、無理のない範囲で 話してもらうことを心掛けてい ます。 相談を受けた際は、しっかりと相手の話を聞くことを心掛けています。その中から何かヒントを得て、必要な支援を提案するようにしています。

相手の話をよく聞くことを心掛けています。また、相談内容を市や社会福祉協議会などにつなぐのか、民生委員ができる範囲で動いた方がいいのか、できるだけ早く判断しています。

委員をやっていて大変だったことは

近年、高齢者世帯の増加により相談件数が多くなっています。 一人では手一杯になってしまいますが、ご近所の皆さんが気にかけてくれ、大変助かっています。

民生委員になったばかりの頃は、さまざまな相談への対応が大変でしたが長年民生委員として活動していると、過去の経験から、適切な対応ができるようになっていると実感しています。

長年民生委員として活動していると、病気や通院のこと、お金のことなどさまざまな相談を受けます。しかし、思い返すとやりがいの方が大きく、大変だったことはありませんでした。

委員をやっていてうれしかったことは

住民から「話を聞いてくれて うれしかった」や「いつも顔を 出してくれてありがとう」など の声を掛けられた際はやりがい を感じます。 相談してくれた住民から、感謝の言葉を掛けられたときにやりがいを感じます。また、民生委員の仲間とのつながりを持てたことも良かったことの一つです。

相談をしてくれた人が喜んでくれて、「ありがとう」の言葉を掛けられたときにやりがいを感じます。

市民の皆さんへメッセージをお願いします

私たちは行政とのつなぎ役と して活動しています。何か困り ごとがあった際には、気軽にお 声掛けください。

展生委員・児童委員協議会

現在、民生委員・児童委員は 全国的にも担い手不足が深刻化 しており、市内にも民生委員が いない地区があります。地域の ボランティア活動に興味がある 人は、民生委員へのご協力をお 願いします。



民生委員・児童委員はあなた の地域の身近な存在です。困り ごとがあれば、気軽にお声掛け ください。



ご存じですか?

地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)

民生委員・児童委員とは

民生委員は、自治会など地域からの推薦を受けて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉増進のために、地域住民の立場から生活や福祉に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童委員も兼ねており、妊娠中の心配事や子育ての不安に関する相談・支援も行っています。

民生委員・児童委員による訪問活動

地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、 必要であれば福祉制度や福祉サービスが受けられ るよう、関係機関との「パイプ役」として問題解 決の手助けをします。

民生委員・児童委員は、地域住民に、相談・援助を適切に行えるよう、年間を通じて状況把握のための訪問活動を行っています。訪問活動へのご理解とご協力をお願いします。

主任児童委員とは

子どもや子育てに関することなど、児童福祉に 関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委 員です。市には各学校区に1人ずつ主任児童委員 がおり、学校などの関係機関と連携・協力しなが ら活動をしています。

令和7年は一斉改選の年です

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法により3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。

あなたも民生委員になりませんか

市内には、民生委員が不在の地区があります。 市では自治会などと協力しながら、後任の推薦を 進めています。専門職ではないので、資格や専門 知識は不要です。民生委員の活動に興味がある人 は、担当にご連絡ください。

連携·協力

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

担当地域



- ●障がい者のいる世帯 ●生活に困窮している
- ●生活に困窮している 世帯
- ●子どものいる世帯
- ●妊産婦のいる世帯
- ●母子・父子世帯
- ●その他の世帯

世帯状況把握

- ・虐待の早期発見、予防 ・DV、いじめ、不登校など 世帯の抱える問題の把握
 - 情報提供
- ・世帯が必要としている サービスについて情報 提供

相談•援助

- ・各種相談
- ・見守り支援 ・福祉サービ
- ・福祉サービス利用支援 (在宅福祉、生活費、子 育て支援など)

地域担当民生委員・児童委員

民生委員・児童委員

関係機関

- ●市町村 ●福祉事務所
- ●社会福祉 協議会
- ●児童相談所
- ●保健所
- ●教育委員会
- ●学校
- ●保育所
- ●児童館
- ●医療機関

想候関 など